



福岡県
Fukuoka Prefecture



久留米市



九州大学

平成27年6月25日

新制度「機能性表示食品」にチャレンジする中小企業を支援します ～九州大学と連携し、開発商品の適性を評価する「目利き調査事業」を開始～

平成27年4月から、「機能性表示食品」制度（※）が始まりました。消費者庁に科学的根拠などの必要事項を届け出ることにより、商品に「おなかの調子を整えます」、「脂肪の吸収をおだやかにします」などの表示ができるようになり、商品の差別化、売り上げ拡大につながると大きな期待が寄せられています。福岡県及び久留米市では、この制度を県内中小企業の新商品開発・販売拡大につなげるため、福岡県バイオ産業拠点推進会議（事務局：株式会社久留米リサーチ・パーク）において「目利き調査事業」を開始します。

推進会議に設置した「機能性食品開発相談窓口（TEL：0942-37-6124）」で受け付けた開発候補商品について、九州大学大学院農学研究院（代表研究者：平松和昭研究院長）で成分、機能性等を調査し、「機能性表示食品」としての適性を総合的に判断します。

また、本調査結果に基づき、「機能性食品開発相談窓口」の専門家が、国のガイドラインを踏まえた上で、具体的な開発戦略のアドバイスを行います。中小企業にとって、届出に必要な科学的根拠を作成することは専門性が高く、この制度における商品開発の大きなハードルとなっています。この「目利き調査事業」で、開発当初に商品の適性を判断することで、開発リスクの低減に大きな効果が期待されます。

「目利き調査事業」開始にあたり、6月29日（月）に「機能性表示食品セミナー」を開催します。事業の概要を説明するとともに、機能性表示食品制度の最新情報を提供します。

■機能性表示食品セミナー概要

【日 時】平成27年6月29日（月）14時～16時（受付開始：13時40分）

【場 所】福岡県中小企業振興センター301会議室（福岡市博多区吉塚本町9-15）

【講演内容】「機能性食品表示制度の動向と対策」

（有）健康栄養評価センター 代表取締役 柿野賢一 氏

「研究レビュー支援のための目利き調査について」

九州大学大学院農学研究院 准教授 清水邦義 氏

【参加費】無料（要事前申込）

【申込先】（株）久留米リサーチ・パーク バイオ事業部 TEL：0942-37-6124

(※) 機能性表示食品について

食品に機能性を表示することができる食品は、これまで国が個別に許可した特定保健用食品（いわゆるトクホ）と国の規格基準に適合した栄養機能食品に限られていました。

そこで、機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者の皆さんが商品の正しい情報を得て選択できるよう、平成27年4月に新しく「機能性表示食品」の制度がはじまりました。

機能性表示食品は、安全性の確保を前提とし、科学的根拠に基づいた機能性が、事業者責任で表示できるものです。

トクホでは臨床試験に多額の費用と時間がかかるので、事実上、中小企業が参入することは困難でした。一方、機能性表示食品は、臨床試験の他に、効果を示す論文をとりまとめる研究レビュー（システマティックレビュー）という方法も認められています。

また、トクホは許可制で、申請してから許可まで6か月程度かかるところ、機能性表示食品は、届け出制で、販売を予定する日の60日前までに届け出をすることになっています。

【お問い合わせ】

(福岡県)

商工部新産業振興課 服部・鹿毛

電話：092-643-3445

(久留米市)

商工観光労働部新産業創出支援課 原・鶴久

電話：0942-30-9136

Mail：nics@city.kurume.fukuoka.jp

(国立大学法人九州大学)

大学院農学研究院 准教授 清水 邦義

電話：092-642-3002

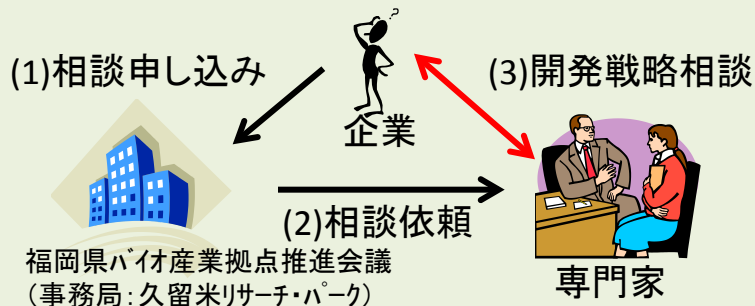
Mail：shimizu@agr.kyushu-u.ac.jp

機能性食品開発支援事業

事業の概要

- ▶ 福岡県バイオ産業拠点推進会議(事務局: (株)久留米リサーチ・パーク)に「機能性食品開発相談窓口」を開設し、専門家が企業の幅広い相談に対応する。
- ▶ 「機能性表示食品」の届け出を目指す場合は、開発候補品が、制度に適したものかを「目利き調査」により調査し、開発戦略をアドバイス。
- ▶ 「目利き調査」は九州大学大学院農学研究院(代表研究者: 平松和昭研究院長)と連携して実施。大学のノウハウを活かし、届け出を目指す企業を支援する。

①機能性食品開発相談窓口



<相談窓口の概要>

- 対象: 県内に事業所、研究所等を有する企業
かつ、バイオ産業拠点推進会議の会員
- 相談料: 1素材につき2回まで無料(ただし、目利き調査実施時は、調査終了するまで無料)
- ◆機能性表示食品を目指す場合、相談窓口にて「目利き調査申込書」を提出。機能性表示食品の可能性ありと判断できる場合、九大へ調査依頼。
 - ◆九大の調査結果に基づき、国のガイドラインを踏まえた上で、開発戦略をアドバイス。

調査依頼

調査結果報告

②目利き調査 (福岡県機能性食品調査研究)



一次調査

各種データベース等で成分、機能性等を調査し、機能性表示食品の届け出要件を確認。

詳細調査

一次調査で絞り込まれた有望な成分について、どのようなメカニズムで機能性を示すのかなどを調査し、機能性表示食品として適したものなのか総合的な判断を行う。

成分分析

民間分析機関で対応困難な場合に分析を支援。